

平成29年 9 月 8 日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
株 式 会 社 ボ ル テ ー ジ
代表取締役会長兼社長 津 谷 祐 司

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年9月27日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年 9 月28日（木曜日）午後 1 時
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目13番 2 号
ザ・ガーデンルーム（恵比寿ガーデンプレイス内）
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第18期（平成28年 7 月 1 日から平成29年 6 月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（平成28年 7 月 1 日から平成29年 6 月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第 1 号議案 剰余金処分の件
 - 第 2 号議案 定款一部変更の件
 - 第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4 名選任の件
 - 第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
 - 第 5 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件
 - 第 6 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第 7 号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び定款第14条の規定に基づき、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.voltage.co.jp/>）に掲載することにより開示しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、監査役会または会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表を含みます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.voltage.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年7月1日から  
平成29年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続くなかで、企業収益は改善がみられました。また、個人消費は、実質総雇用者所得は緩やかに増加し、消費者マインドが持ち直すなど、緩やかに持ち直しております。

モバイルビジネスを取り巻く環境は、平成29年3月末のスマートフォンの世帯普及率が従来型の携帯電話の普及率を11.1ポイント上回る69.7%に達しております(注1)。

このような環境の下、当社グループは、基幹モデル(既存展開)の収益維持、基幹モデル(新展開)の規模拡大と収益化、新規モデルの早期収益化を目指し、事業を運営しており、当連結会計年度第2四半期より、区分ごとに取り組むべき課題が明確になったことで、区分名を基幹シリーズ、新シリーズ、実験作・その他へそれぞれ変更しております。

当連結会計年度における売上は、実験作・その他が増加したものの基幹シリーズ及び新シリーズが大幅に減少し、8,820,377千円(前期比21.4%減)となりました。当期は改革期として大規模な組織改革を行い様々な仕込みを実行してきましたが、業績への寄与は平成30年6月期以降を見込んでおります。

費用は、広告宣伝費の抑制等により大幅に減少しましたが、売上の減少を補てんするには至らず、営業利益は141,146千円(前期比73.4%減)、経常利益は158,772千円(同67.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は24,230千円(同88.5%減)となりました。

事業区分別の業績は、以下のとおりであります。なお、当連結会計年度第2四半期より、事業区分名を変更しておりますので、以下の前期比較については、前期の数値を変更後の事業区分名に組み替えて比較しております。

### [基幹シリーズ]

基幹シリーズは、恋愛ドラマアプリのうち、「F2P（注2）シリーズ」と「P2P（注3）シリーズ」が該当します。

主に「F2Pシリーズ」のソーシャル専門PF（注4）向けと「P2Pシリーズ」のOS系PF（注5）向けの減少が続き、売上高は6,350,349千円（前期比27.6%減）となりました。

### [新シリーズ]

新シリーズは、ターゲット層や制作技術を基幹シリーズから派生させたシリーズ群です。平成29年6月期は、「シーク（注6）ドラマシリーズ」「L10N（注7）シリーズ」が該当します。

「L10Nシリーズ」において一部のF2Pタイトルが好調だった一方、新規のP2Pタイトルが不調だったことや、「シークドラマシリーズ」の不調により、売上高は1,764,108千円（前期比22.6%減）となりました。

### [実験作・その他]

実験作は、ターゲット層や制作技術が基幹シリーズ、新シリーズとは異なるシリーズ群です。平成29年6月期は、「DRAGON（注8）シリーズ」「F2P US REAL（注9）シリーズ」「男性向けサスペンスシリーズ」「パズルアクションゲームシリーズ」「モーション（注10）シリーズ」が該当します。

「男性向けサスペンスシリーズ」「DRAGONシリーズ」の拡大及び「パズルアクションゲームシリーズ」の積み上げにより、売上高は705,919千円（前期比319.6%増）となりました。

（注） 1. 出所：内閣府経済社会総合研究所「消費動向調査（平成29年3月実施調査結果）」平成29年4月6日発表

2. F2P：Free-to-Playの略称。基本プレイ無料・アイテム課金制のコンテンツ

3. P2P：Pay-to-Playの略称。ストーリー単位の個別課金制のコンテンツ

4. ソーシャル専門PF：GREE、Mobage、mixi、Ameba等のSNS PF

5. OS系PF：App Store、Google Play等のアプリマーケット

6. シーク：ヒロインが証拠を集め、世の中の嘘や偽りを暴いていくストーリーシリーズ

7. L10N：北米市場向けアニメ絵であり、日本語版恋愛ドラマアプリを翻訳したコンテンツ。Localizationを意味する省略表記

8. DRAGON：北米市場向けアニメ絵であり、北米市場向けに作ったコンテンツ。北米向けにアレンジされたドラゴンロール寿司に由来。対ユーザー呼称AmeMix（アメミックス）

9. US REAL：北米市場向けリアル絵のコンテンツ（旧：USオリジナル）

10. モーション：株式会社ボルモが開発するモーションタイプのコンテンツ

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は284,428千円であります。これは主に、PC等の購入33,051千円、並びにコンテンツシステム開発及びソフトウェアの購入221,846千円によるものであります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 重要な企業再編等の状況

① 平成28年7月1日付で、モーションタイプのコンテンツづくりを行う100%出資子会社、株式会社ボルモを設立いたしました。

② 平成28年11月1日付で、当社のモバイルコンテンツ事業のうち「LOVE☆スクランブル」にかかる事業を会社分割にて新設会社（100%出資子会社、株式会社ボルスタ）に承継いたしました。

③ 平成29年2月1日付で、VR・AR・AI技術を用いたコンテンツづくりを行う100%出資子会社、株式会社ボルテージVRを設立いたしました。

### (3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第15期<br>(平成26年6月期) | 第16期<br>(平成27年6月期) | 第17期<br>(平成28年6月期) | 第18期<br>(当連結会計年度)<br>(平成29年6月期) |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 10,082,506         | 10,599,572         | 11,219,347         | 8,820,377                       |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | 291,690            | 232,546            | 210,430            | 24,230                          |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 57.37              | 45.31              | 40.66              | 4.75                            |
| 総 資 産 (千円)               | 5,031,921          | 4,999,285          | 4,905,400          | 4,429,667                       |
| 純 資 産 (千円)               | 3,586,126          | 3,789,735          | 3,868,047          | 3,736,587                       |
| 1株当たり純資産額 (円)            | 701.00             | 731.67             | 744.49             | 731.77                          |

#### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                | 第15期<br>(平成26年6月期) | 第16期<br>(平成27年6月期) | 第17期<br>(平成28年6月期) | 第18期<br>(当事業年度)<br>(平成29年6月期) |
|------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                         | 10,043,247         | 10,573,244         | 11,135,829         | 8,537,467                     |
| 当期純利益又は当期<br>純 損 失 (△) (千円)        | 92,855             | 275,583            | 455,763            | △169,339                      |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円) | 18.26              | 53.69              | 88.07              | △33.17                        |
| 総 資 産 (千円)                         | 5,021,562          | 4,986,729          | 5,206,502          | 4,478,039                     |
| 純 資 産 (千円)                         | 3,586,120          | 3,789,938          | 4,176,162          | 3,830,437                     |
| 1株当たり純資産額 (円)                      | 701.00             | 731.71             | 803.80             | 750.15                        |

### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                              | 資本金        | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                       |
|------------------------------------|------------|---------|-------------------------------|
| Voltage Entertainment<br>USA, Inc. | 1,200万USドル | 100.0%  | モバイルコンテンツ事業                   |
| 株式会社ボルモ                            | 3,000万円    | 100.0%  | モバイルコンテンツ事業                   |
| 株式会社ボルスタ                           | 3,000万円    | 100.0%  | モバイルコンテンツ事業                   |
| 株式会社ボルテージVR                        | 3,000万円    | 100.0%  | VR・AR・AI技術を用いた<br>モバイルコンテンツ事業 |

- (注) 1. Voltage Entertainment USA, Inc. の資本金のうち、Capital Surplusは11,999,975USDととなります。
2. 当社は、平成28年7月1日付で、モバイルコンテンツ事業を行う株式会社ボルモ（連結子会社）を新規設立し、平成28年11月1日付で、当社のモバイルコンテンツ事業のうち「LOVE☆スクランブル」にかかる事業を会社分割にて新設会社（株式会社ボルスタ、連結子会社）に承継し、平成29年2月1日付で、主にVR・AR・AI技術を用いたモバイルコンテンツ事業を行う株式会社ボルテージVR（連結子会社）を新規設立しております。

## (5) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

### ① ターゲット層の拡大

当社グループは、競争が激化するモバイルコンテンツ市場においてさらなる事業拡大を図るためには、ターゲット層の拡大が必要であると認識しております。そのために、市場環境を見極め、ターゲット層ごとの特性に即した戦略で、コンテンツを拡大してまいります。

### ② コンテンツラインナップの充実

当社グループは、ターゲット層に向けた魅力的なコンテンツの提供を継続していくことが、事業の成長につながると考えております。このため、ターゲット層のニーズを汲み取った新規コンテンツの投入、既存コンテンツへのストーリー及び機能の追加・改善を行うことが重要な課題であります。「恋愛と戦いのドラマ」という当社グループのコンテンツテーマの下、ターゲット層を年齢や嗜好等でセグメント分けし、各層の興味や葛藤等に対応した魅力あるコンテンツを提供することで、コンテンツラインナップの充実を図ってまいります。

### ③ ユーザー獲得の強化

当社グループは、提供するコンテンツのユーザー数の増加が、業績拡大のための重要な課題であると考えております。ユーザー獲得のため、テレビCM、モバイル広告等への積極的な広告露出、当社グループのコンテンツ間の誘導施策を継続的に行っております。今後も引き続き、当社グループのコンテンツの未利用ユーザーに向けた積極的な広告宣伝活動を展開するとともに、当社グループのコンテンツ間での誘導施策を強化し、ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

#### ④ 適正な配信プラットフォームの選択

当社グループは、コンテンツをターゲット層に届けるためのプラットフォームを適正に選択することが、事業の安定的な成長につながると考えております。昨今、モバイル業界では、端末、OS、プラットフォーム、課金システム等の分野で多数の事業者が世界規模の競争を行っており、著しい環境変化を引き起こしております。これに従い、ターゲット層のメディア利用状況も刻々と変化しています。当社グループは、この変化に的確に対応し、ビジネス効率を最大化すべく、適正な配信プラットフォームの選択に努めてまいります。

#### ⑤ システム技術・インフラの強化

当社グループは、他社のサーバー等に関するサービスを機動的に利用しながら、システム開発及びサーバー構築・保守を行っております。当社グループのモバイルコンテンツは、スマートフォン等のモバイル端末を通じたインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働、及びモバイル端末の技術革新への対応が重要な課題と考えております。これに対して、当社グループはサーバー等のシステムインフラについて、継続的な基盤の強化を進めるとともに、システム開発につきましても、開発プログラムのユニット化や標準化を進めることで生産性を向上させ、技術革新にも迅速に対応できる体制作りに努めてまいります。

#### ⑥ コンテンツ事業における領域拡大

当社グループは、さらなる事業拡大のため、コンテンツ事業におけるモバイルコンテンツ以外への領域の拡大が重要な課題と考えております。そのためには、自社IPを活かしたIP展開が必要と考えており、当社グループがこれまで培ってきたノウハウを活かしつつ、専門企業と連携し、当社コンテンツ及びユーザーとシナジーのあるアニメーション・出版物の制作や舞台・イベントの実施、グッズの販売、VR展開等に注力してまいります。

#### ⑦ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社グループは、今後のさらなる成長のために、優秀な人材の確保、及び当社の成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材確保においては、新卒採用を中心に行っており、必要に応じて中途採用も実施し、当社グループの求める資質を兼ね備えつつ、当社グループの企業風土にあった人材の登用に努めてまいります。同時に、従業員の入社

年数等の段階にあわせた研修プログラムを体系的に実施することによって、各人のスキルの向上を促します。また、組織体制につきましては、個々のチーム・従業員が最大限のパフォーマンスを出せるよう、計数指標管理に基づいた組織マネジメントを図ってまいります。

## ⑧ グループ体制の進化

当社グループは、業容を拡大するに従って、異なるターゲット層やコンテンツノウハウに対応していく必要があると認識しております。この対応は、企業単体でなく、複数の戦略子会社を含むグループ体制で取り組むことが効果的であると考えます。緩やかな連合体としてのグループ体制を進化させてまいります。

## (6) 主要な事業内容（平成29年6月30日現在）

| 事業区分        | 主 要 内 容                                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------|
| モバイルコンテンツ事業 | スマートフォン等のインターネットに接続可能なモバイル端末の利用者を対象とした「恋愛ドラマアプリ」等のモバイルコンテンツの企画・制作・開発・運営 |

## (7) 主要な営業所（平成29年6月30日現在）

### ① 当社の主要な営業所

|     |        |
|-----|--------|
| 本 社 | 東京都渋谷区 |
|-----|--------|

### ② 子会社

|                                 |                          |
|---------------------------------|--------------------------|
| Voltage Entertainment USA, Inc. | アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市 |
| 株 式 会 社 ボ ル モ                   | 東京都渋谷区                   |
| 株 式 会 社 ボ ル ス タ                 | 東京都渋谷区                   |
| 株式会社ボルテージVR                     | 東京都渋谷区                   |

(8) 使用人の状況（平成29年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 389名（149名） | 2名増（25名減）   |

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、派遣社員等を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 364名（149名） | 1名増（24名減） | 28.7歳 | 3.6年   |

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、派遣社員等を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（平成29年6月30日現在）

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,120,000株
- ② 発行済株式の総数 5,197,774株（自己株式91,528株を含む）  
 （注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は2,004株増加しております。
- ③ 株主数 3,757名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                              | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 津 谷 祐 司                                                                            | 967,800株 | 18.95%  |
| 津 谷 奈 々 子                                                                          | 368,200株 | 7.21%   |
| 特 定 有 価 証 券 信 託 受 託 者 株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行                                      | 200,000株 | 3.92%   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                                                  | 193,800株 | 3.80%   |
| 神 林 忠 弘                                                                            | 131,700株 | 2.58%   |
| 松 井 証 券 株 式 会 社                                                                    | 116,400株 | 2.28%   |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社                                                                | 109,700株 | 2.15%   |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)<br>(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)                | 107,340株 | 2.10%   |
| CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS<br>A C C O U N T E S C R O W<br>(常任代理人 株式会社みずほ銀行) | 102,154株 | 2.00%   |
| 株 式 会 社 サ ー ド ス ト リ ー ト                                                            | 100,000株 | 1.96%   |

- （注） 1. 持株比率は自己株式（91,528株）を控除して計算しております。
2. 第1位の津谷祐司氏及び第2位の津谷奈々子氏は、第3位の特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行の所有株式及び第10位の株式会社サードストリートを実質的に所有しております。当該株式を含めた場合の津谷祐司氏の持株数は1,267,800株となります。
3. 第3位の特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行の所有株式は、第10位の株式会社サードストリートが所有していた当社株式を株式会社SMBC信託銀行に信託したもので、議決権は株式会社サードストリートに留保されております。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   |                                    |
|------------------------|-------------------|------------------------------------|
|                        |                   | 平成20年6月12日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権（注）1 |
| 新株予約権の数                |                   | 7,500個                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 22,500株<br>(新株予約権1個につき3株)     |
| 新株予約権の払込金              |                   | 新株予約権と引換えに払込みは要しない                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 1株当たり 334円                         |
| 権利行使期間                 |                   | 平成22年7月1日から<br>平成30年5月31日まで        |
| 行使の条件                  |                   | (注) 2                              |
| 役員保有状況                 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数： 7,500個                    |
|                        |                   | 目的となる株式数： 22,500株                  |
|                        |                   | 保有者数： 2人                           |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数： 0個                        |
|                        |                   | 目的となる株式数： 0株                       |
|                        |                   | 保有者数： 0人                           |

(注) 1. 当社は、平成23年1月1日付で1株を3株として株式分割しているため、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。

2. ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要す。但し、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

② 新株予約権は、当社株式が証券取引所に上場された後、半年経過した場合に限り、行使することができる。但し、新株予約権を行使することにより、行使された新株予約権の総数が、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数に次の割合を乗じた数（但し、かかる方法により計算した株式数が1単元の株式またはその整数倍に満たない場合は、1単元未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍に切り上げた数とする。）を上回らないことを条件とする。

上場日の後半年以降1年半まで：3分の1

上場日の後1年半以降2年半まで：3分の2

上場日の後2年半経過した日から：3分の3

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成29年6月30日現在）

| 会社における地位   | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                       |
|------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長兼社長 | 津 谷 祐 司   | Voltage Entertainment USA, Inc. CEO<br>株式会社ボルモ取締役<br>株式会社ボルスタ取締役<br>株式会社ボルテージVR取締役 |
| 取締役副会長     | 津 谷 奈々子   | Voltage Entertainment USA, Inc. COO<br>株式会社ボルモ取締役<br>株式会社ボルスタ取締役<br>株式会社ボルテージVR取締役 |
| 取締役副社長     | 横 田 晃 洋   | 株式会社ボルスタ取締役                                                                        |
| 取締役副社長     | 北 島 健 太 郎 | 株式会社ボルモ取締役                                                                         |
| 取 締 役      | 松 永 浩     | 管理本部管轄                                                                             |
| 常 勤 監 査 役  | 若 林 信 正   | 株式会社ボルモ監査役<br>株式会社ボルスタ監査役<br>株式会社ボルテージVR監査役                                        |
| 監 査 役      | 山 路 輝 久   |                                                                                    |
| 監 査 役      | 市 川 肇     |                                                                                    |
| 監 査 役      | 井 口 敬 三   |                                                                                    |

- (注) 1. 監査役若林信正氏、山路輝久氏、市川肇氏及び井口敬三氏は、社外監査役であります。
2. 各監査役は、以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役若林信正氏は、大企業における取締役及び監査役としての経験に基づき、財務及び会計に関する知識を有しております。
  - ・監査役山路輝久氏は、大企業における監査役としての経験に基づき、財務及び会計に関する知識を有しております。
  - ・監査役市川肇氏及び井口敬三氏は、大企業における取締役としての経験に基づき、財務及び会計に関する知識を有しております。
3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は以下の通りであります。
- ・平成28年9月29日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって、監査役宮下修氏は、任期満了により退任いたしました。
  - ・平成28年9月29日開催の第17期定時株主総会において、新たに井口敬三氏は、監査役に選任され就任いたしました。
  - ・平成29年6月30日付で、取締役横田晃洋氏は、一身上の都合により辞任いたしました。
4. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討していましたが、前回改選期には適任者の選定に至らず、適任者でない方を形式的に社外取締役として選任した場合、機動的かつ柔軟な経営判断を阻害されるおそれがあり、相当でないと判断したため、当事業年度末日において社外取締役を選定しておりません。

このたび、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、経営の健全性と透明性をさらに向上させることを目的に監査等委員会設置会社に移行し、複数名の社外取締役を確保することを取締役会にて決議予定であり、平成29年9月28日開催の当社第18期定時株主総会に監査等委員会設置会社に移行するための議案を上程することとしております。

## ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名     | 退 任 日      | 退 任 事 由 | 退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況   |
|---------|------------|---------|-----------------------|
| 宮 下 修   | 平成28年9月29日 | 任 期 満 了 | 社外監査役                 |
| 横 田 晃 洋 | 平成29年6月30日 | 辞 任     | 取締役副社長<br>株式会社ボルスタ取締役 |

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 数     | 支 給 額                   |
|--------------------|-------------|-------------------------|
| 取 締 役<br>(内、社外取締役) | 5名<br>(0名)  | 122,456千円<br>( — )      |
| 監 査 役<br>(内、社外監査役) | 5名<br>(5名)  | 12,760千円<br>(12,760千円)  |
| 合 計<br>(内、社外役員)    | 10名<br>(5名) | 135,216千円<br>(12,760千円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役及び監査役に支払った報酬は、平成28年9月29日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(内、社外監査役1名)及び平成29年6月30日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成21年12月3日開催の臨時株主総会において、年額350百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成20年9月18日開催の第9期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

#### ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役若林信正氏は、当社の100%出資子会社である、株式会社ボルモ、株式会社ボルスタ及び株式会社ボルテージVRの監査役であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|             | 活 動 状 況                                                                                                          |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 若 林 信 正 | 当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。主に大企業における取締役及び監査役としての経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的な観点から発言を行っております。           |
| 監査役 山 路 輝 久 | 当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。主に大企業における監査役としての経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的な観点から発言を行っております。             |
| 監査役 市 川 肇   | 当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。主に大企業における取締役としての経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的な観点から発言を行っております。                |
| 監査役 井 口 敬 三 | 平成28年9月29日就任以降、当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、監査役会10回の全てに出席いたしました。主に大企業における取締役としての経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的な観点から発言を行っております。 |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### ⑤ 独立役員に関する事項

当社は、監査役若林信正氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

(注) PwCあらた監査法人は、平成28年7月1日付で有限責任監査法人に移行し、PwCあらた有限責任監査法人となりました。

##### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備いわゆる「内部統制システムの整備」を多年度に亘り継続的取り組みを行っております。

毎事業年度に内部統制に係る評価計画を立案し、その評価計画を基に、整備評価、運用評価、最終評価の3段階に分け、各プロセスに係る担当責任者及び担当者が行った運用状況のモニタリングを、専任の内部監査室が検証、確認を行っております。

その進捗状況及び評価において、内部統制システムの運用上見出された問題点については、是正・改善並びに必要なに応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を確認し、毎月取締役会に報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用を実施しております。

平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第18期事業年度におきましては、コンプライアンスに対する基本的考えである法令遵守規程を当社の経営体制、海外事業展開等を鑑み、社内グループウェアを通じて全従業員に周知しております。また、新規入社者に対しては入社時研修を都度実施することにより全従業員への徹底を実施しております。

運用面では、新基幹システム導入による仕入業務の適正化、また外貨対応を含む全体最適化を実施し、運用状況を適時・適切にモニタリングできるシステムの運用を実施しております。

以上のことから、第18期事業年度における内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての概要は以下の通りであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に期待する行動指針の一つとして「法令遵守規程（コンプライアンス・マニュアル）」を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。

コンプライアンス体制の構築・維持については、代表取締役社長直轄の内部監査室を責任部署とする。内部監査室は、内部監査担当部署として、業務が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。また、企業倫理及び法令遵守に関する社内研修を人事部と連携して

実施する。

但し、個人情報保護に関しては、個人情報取扱事業者である当社にとって重要度が高いため、個人情報保護管理者を委員長とする「Pマーク委員会」の専管事項とする。

当社は、コンプライアンス上疑義のある行為等について内部監査室または社外の弁護士に相談、報告を行う「内部通報制度規程」を整備する。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、経営サポート部にて情報の内容に応じて保存・管理する。経営サポート部は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令の保存期間に準じて定められた期間、厳正に保存・管理する。その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、取締役、執行役員が出席する全体経営会において行う。

全社的なリスク管理体制の整備については、総務部を責任部署として推進する。ただし、個人情報管理については「Pマーク委員会」において体制の整備を維持する。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。

## ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、取締役会の決定に基づき役員会等を開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行う。

業績管理に関しては、年度毎に予算・事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行う。

**⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

使用人においては、社内規程で定められた範囲において、忠実に職務を執行する。また、社内規程などに変更が発生した場合、社内グループウェアにより情報を入手しなければならない。

職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程、職務権限規程、その他の社内規程等において明文化し、適時適切に業務を執行する。

**⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築し、管理本部等関係部署はこれを横断的に推進し管理する。

**⑦ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の収集、報告書類の保存及び管理については、経営サポート部が行う。また、経営サポート部は親会社取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

**⑧ 子会社の損失の危険の管理に関する規程、その他の体制**

子会社の経営上のリスクの分析及び対策の検討、及び不測の事態が発生した場合への対応は、取締役が出席する経営会にて行う。

**⑨ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

親会社の取締役会は、毎月子会社からの業績報告事項等を基に、社内規程で定められた決裁権限に従って子会社取締役の執行の状況が効率的に行われているかを監督、指導する。

**⑩ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

子会社の取締役及び使用人は、子会社の社内規程等で定められた範囲において、忠実に職務を執行するよう努める。親会社の取締役会は、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況が、適切に行われているかを監督、指導を行う。

**⑪ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

内部監査担当部署である内部監査室の使用人が、必要に応じて監査役を補助することを認める。

**⑫ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、内部監査室の使用人はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けない。また、当該使用人の任命、人事異動は常勤監査役の同意を必要とする。

**⑬ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

補助使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保する。

**⑭ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制**

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役及び業務執行を管轄する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その管轄する業務の執行状況を報告する。

取締役及び使用人は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、「内部通報制度規程」等を利用し、内部監査室を通じて遅滞なく監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

**⑮ 子会社の取締役、業務を執行する使用人、これらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制**

子会社の取締役、業務を執行する使用人等は、重大な法令違反、不正な行為等の事実を知ったときは、遅滞なく経営サポート部に報告し、経営サポート部は、監査役に報告する。

また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

**⑯ 子会社の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務は負わない。

また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関しては、その理由の開示を求めることができる。

**⑰ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に係る事項**

当社は監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは、支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

**⑱ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

**⑭ 反社会的勢力による被害を防止するための体制**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

社内体制として、総務部を反社会的勢力対応部署とし、警察等の外部機関と連携をとりつつ対応する。

**⑮ 財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じることとする。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年 6 月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目                        | 金 額       |
|-------------|-----------|----------------------------|-----------|
| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部                    |           |
| 流 動 資 産     | 3,406,057 | 流 動 負 債                    | 693,080   |
| 現金及び預金      | 2,132,425 | 買 掛 金                      | 123,997   |
| 売 掛 金       | 1,130,273 | 未 払 金                      | 270       |
| 前 払 費 用     | 99,886    | 未 払 費 用                    | 499,877   |
| 繰延税金資産      | 24,704    | 未 払 法 人 税 等                | 40,899    |
| そ の 他       | 19,409    | 預 り 金                      | 26,493    |
| 貸 倒 引 当 金   | △642      | そ の 他                      | 1,541     |
| 固 定 資 産     | 1,023,610 | 負 債 合 計                    | 693,080   |
| 有 形 固 定 資 産 | 146,239   | 純 資 産 の 部                  |           |
| 建 物         | 19,271    | 株 主 資 本                    | 3,715,807 |
| 工具器具及び備品    | 126,967   | 資 本 金                      | 936,499   |
| 無 形 固 定 資 産 | 367,776   | 資 本 剰 余 金                  | 902,099   |
| ソフトウェア      | 367,776   | 利 益 剰 余 金                  | 1,977,347 |
| 投資その他の資産    | 509,595   | 自 己 株 式                    | △100,139  |
| 投資有価証券      | 22,557    | その他の包括利益累計額                | 20,780    |
| 長期前払費用      | 14,974    | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 1,611     |
| 差 入 保 証 金   | 109,000   | 為 替 換 算 調 整 勘 定            | 19,168    |
| 敷 金         | 244,552   | 純 資 産 合 計                  | 3,736,587 |
| 繰延税金資産      | 118,511   | 負 債 純 資 産 合 計              | 4,429,667 |
| 資 産 合 計     | 4,429,667 |                            |           |

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成28年7月1日から)  
(平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                              | 金       | 額         |
|----------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                            |         | 8,820,377 |
| 売 上 原 価                          |         | 3,898,231 |
| 売 上 総 利 益                        |         | 4,922,146 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費              |         | 4,780,999 |
| 営 業 利 益                          |         | 141,146   |
| 営 業 外 収 益                        |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金                | 966     |           |
| 為 替 差 益                          | 9,872   |           |
| 雑 収 入                            | 7,137   | 17,975    |
| 営 業 外 費 用                        |         |           |
| 雑 損 失                            | 349     | 349       |
| 経 常 利 益                          |         | 158,772   |
| 特 別 利 益                          |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益                | 6,491   | 6,491     |
| 特 別 損 失                          |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 損                    | 4,880   |           |
| 固 定 資 産 除 却 損                    | 2,268   | 7,149     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益            |         | 158,114   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税          | 129,188 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                    | 16,992  |           |
| 法人税等の更正、決定等による納付税額<br>又は 還 付 税 額 | △12,297 | 133,883   |
| 当 期 純 利 益                        |         | 24,230    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益    |         | 24,230    |

# 貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|----------|-----------|-----------------|-----------|
| 資 産 の 部  |           | 負 債 の 部         |           |
| 流 動 資 産  | 3,169,810 | 流 動 負 債         | 647,602   |
| 現金及び預金   | 1,957,823 | 買 掛 金           | 122,651   |
| 売 掛 金    | 1,071,263 | 未 払 金           | 270       |
| 前 払 費 用  | 92,545    | 未 払 費 用         | 458,462   |
| 繰延税金資産   | 24,704    | 未 払 法 人 税 等     | 40,450    |
| そ の 他    | 24,114    | 預 り 金           | 24,225    |
| 貸倒引当金    | △642      | そ の 他           | 1,541     |
| 固 定 資 産  | 1,308,229 | 負 債 合 計         | 647,602   |
| 有形固定資産   | 133,060   | 純 資 産 の 部       |           |
| 建 物      | 16,885    | 株 主 資 本         | 3,828,825 |
| 工具器具及び備品 | 116,175   | 資 本 金           | 936,499   |
| 無形固定資産   | 298,247   | 資 本 剰 余 金       | 902,099   |
| ソフトウェア   | 298,247   | 資 本 準 備 金       | 902,099   |
| 投資その他の資産 | 876,921   | 利 益 剰 余 金       | 2,090,365 |
| 投資有価証券   | 22,557    | その他利益剰余金        | 2,090,365 |
| 関係会社株式   | 310,902   | 繰越利益剰余金         | 2,090,365 |
| 長期貸付金    | 73,000    | 自 己 株 式         | △100,139  |
| 長期前払費用   | 14,974    | 評価・換算差額等        | 1,611     |
| 差入保証金    | 109,000   | そ の 他 有 価 証 券 金 | 1,611     |
| 敷 金      | 227,975   | 純 資 産 合 計       | 3,830,437 |
| 繰延税金資産   | 118,511   | 負 債 純 資 産 合 計   | 4,478,039 |
| 資 産 合 計  | 4,478,039 |                 |           |

# 損 益 計 算 書

(平成28年7月1日から)  
(平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                          | 金 額     | 金 額       |
|------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                        |         | 8,537,467 |
| 売 上 原 価                      |         | 3,615,006 |
| 売 上 総 利 益                    |         | 4,922,461 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費          |         | 4,528,471 |
| 営 業 利 益                      |         | 393,989   |
| 営 業 外 収 益                    |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金            | 805     |           |
| 為 替 差 益                      | 8,696   |           |
| 雑 収 入                        | 16,536  | 26,038    |
| 営 業 外 費 用                    |         |           |
| 雑 損 失                        | 262     | 262       |
| 経 常 利 益                      |         | 419,766   |
| 特 別 利 益                      |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益            | 6,491   | 6,491     |
| 特 別 損 失                      |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 損                | 4,880   |           |
| 固 定 資 産 除 却 損                | 2,268   |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損            | 456,963 | 464,112   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失              |         | 37,854    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税      | 128,739 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                | 15,042  |           |
| 法人税の更正等、決定等による納付税額<br>又は還付税額 | △12,297 | 131,484   |
| 当 期 純 損 失                    |         | 169,339   |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年 8 月 25 日

株式会社ボルテージ

取締役会 御中

#### PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 尾 健太郎 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保田 正 崇 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ボルテージの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ボルテージ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年 8 月 25 日

株式会社ボルテージ

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

|                    |       |           |
|--------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岩 尾 健太郎 ⑩ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 久保田 正 崇 ⑩ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ボルテージの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 8 月28日

株式会社ボルテージ 監査役会

|               |         |   |
|---------------|---------|---|
| 常 勤 社 外 監 査 役 | 若 林 信 正 | ⑩ |
| 社 外 監 査 役     | 山 路 輝 久 | ⑩ |
| 社 外 監 査 役     | 市 川 肇   | ⑩ |
| 社 外 監 査 役     | 井 口 敬 三 | ⑩ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社配当の基本方針は、将来展開と体質強化のための内部留保の確保と、株主への利益還元のバランスを図っていくこととしております。具体的には、配当性向や安定性を考慮し、配当額を決定してまいります。

当期につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、普通配当を1株当たり10円とさせていただきたく存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、51,062,460円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年9月29日とさせていただきたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実という観点から、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、改正会社法といいます。）により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) IP展開によりアニメ、グッズ、イベント、VRなど、モバイルコンテンツ以外にも事業領域を拡大するため、現行定款第2条に事業目的を追加及び削除し、これに伴う号数の変更を行うものであります。
- (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、責任限定契約に関する規定を一部変更するものであります。なお、変更案第30条第2項（取締役の責任免除）につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は、変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br><br>(商号)<br>第1条 <条文省略><br><br>(目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. 映像ソフト・ <u>音声</u> ソフト・音楽ソフトの企画、製作、買付、販売<br>2. <条文省略> | 第1章 総則<br><br>(商号)<br>第1条 <現行どおり><br><br>(目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. 映像ソフト・音楽ソフト・ <u>音声</u> ソフトの企画、製作、買付、販売<br>2. <現行どおり> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>＜新 設＞</p> <p>3. 映像ソフト・音声ソフト・音楽ソフト・インターネットコンテンツ・コンピュータソフトの企画・製作・販売に関するコンサルティング</p> <p>4. <u>音楽著作権の管理</u></p> <p>5. <u>音楽著作物の利用の開発</u><br/>(現行定款 第2条第9号より移設)</p> <p>(現行定款 第2条第6号より移設)</p> <p>6. <u>コンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画・製作</u><br/>(現行定款 第2条第8号より移設)</p> <p>7. ＜条文省略＞<br/>＜新 設＞</p> <p>8. <u>キャラクターグッズの企画、製作、販売</u><br/>(一部文言を修正し現行定款 第2条第3号より移設)</p> <p>9. <u>書籍・雑誌・テレビ番組・ラジオ番組の企画、製作、販売</u></p> <p>10. ～13. ＜条文省略＞</p> <p>(本店の所在地)<br/>第3条 ＜条文省略＞</p> | <p>3. <u>映像イベント・音楽イベント・演劇イベントの企画、製作、運営、興行</u><br/>(一部文言を修正し変更案 第2条第9号へ移設)</p> <p>＜削 除＞<br/>＜削 除＞</p> <p>4. <u>書籍・雑誌・テレビ番組・ラジオ番組の企画、製作、販売</u></p> <p>5. <u>コンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画・製作</u><br/>(変更案 第2条第5号へ移設)</p> <p>6. <u>キャラクターグッズの企画、製作、販売</u></p> <p>7. ＜現行どおり＞</p> <p>8. <u>著作権・著作隣接権・商標権・意匠権・特許権などの知的財産権の取得、利用開発、管理、利用許諾、販売</u><br/>(変更案 第2条第6号へ移設)</p> <p>9. <u>映像ソフト・音楽ソフト・音声ソフト・インターネットコンテンツ・コンピュータソフトの企画・製作・販売に関するコンサルティング</u><br/>(変更案 第2条第4号へ移設)</p> <p>10. ～13. ＜現行どおり＞</p> <p>(本店の所在地)<br/>第3条 ＜現行どおり＞</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>＜新 設＞</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 ＜条文省略＞</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 ＜条文省略＞</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 ＜条文省略＞</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>＜新 設＞</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> | <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査等委員会</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 ＜現行どおり＞</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 ＜現行どおり＞</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 ＜現行どおり＞</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>②当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② &lt;条文省略&gt;</p> <p>③ &lt;条文省略&gt;</p> <p>(任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p><u>第21条</u> 当社は、取締役会を置く。</p> | <p>② &lt;現行どおり&gt;</p> <p>③ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p><u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>&lt;削 除&gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第25条</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p>②当会社は取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる<u>もの</u>に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> | <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p><u>第26条</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>②当会社は取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる<u>者</u>に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>  |
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および<u>監査役</u>は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>                                                                                                   | <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>                                                                      |
| <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第27条</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                             | <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第28条</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p>②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p><u>第30条</u> 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p><u>(員数)</u></p> <p><u>第31条</u> 当会社の監査役は、3名以上とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第32条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の<u>3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                 | 変 更 案              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| <p><u>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                                                                 | <p>&lt;削 除&gt;</p> |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第34条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                     | <p>&lt;削 除&gt;</p> |
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                         | <p>&lt;削 除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の招集の通知は、会日の3日間前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査役全員の同意があるときには、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>&lt;削 除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                                                                                 | <p>&lt;削 除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>                                 | <p>&lt;削 除&gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> | <p>＜削 除＞</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の<br/> <u>3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって<br/> <u>常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令<br/> <u>または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第39条 当会社は会計監査人を置く。</u></p> <p>第40条～第41条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第42条 会計監査人の報酬は、代表取締役が、監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第43条～第46条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> | <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>第34条～第35条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が、監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第37条～第40条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 第18期定時株主総会終結前の監査役</u><br/> <u>(監査役であった者を含む。)の行</u><br/> <u>為に関する会社法第423条第1項の</u><br/> <u>損害賠償責任を、法令の限度におい</u><br/> <u>て、取締役会の決議によって免除す</u><br/> <u>ることができる。</u></p> <p><u>②第18期定時株主総会終結前の社外</u><br/> <u>監査役(社外監査役であった者を含</u><br/> <u>む。)の行為に関する会社法第423</u><br/> <u>条第1項の損害賠償責任を限定する</u><br/> <u>契約については、なお従前の例によ</u><br/> <u>る。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                          | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | つ 津 谷 祐 司<br>（昭和38年3月10日）                 | 昭和60年4月 株式会社博報堂入社<br>平成11年9月 当社設立 代表取締役社長<br>平成25年9月 当社取締役会長<br>平成26年9月 当社代表取締役会長<br>平成28年7月 当社代表取締役会長兼社長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>Voltage Entertainment USA, Inc. CEO<br>株式会社ボルモ取締役<br>株式会社ボルスタ取締役<br>株式会社ボルテージVR取締役 | 967,800株       |
| 2         | つ 津 谷 奈 々 子<br>（昭和44年6月21日）               | 平成4年4月 株式会社博報堂入社<br>平成12年4月 当社取締役<br>平成19年10月 当社取締役副社長<br>平成25年9月 当社取締役副会長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>Voltage Entertainment USA, Inc. COO<br>株式会社ボルモ取締役<br>株式会社ボルスタ取締役<br>株式会社ボルテージVR取締役                                | 368,200株       |
| 3         | きた じま けん たろう<br>北 島 健 太 郎<br>（昭和48年7月16日） | 平成11年4月 株式会社イメージサイエンス入社<br>平成15年1月 株式会社バーンズ入社<br>平成15年12月 当社入社<br>平成19年10月 当社執行役員<br>平成21年12月 当社取締役<br>平成25年7月 当社取締役副社長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社ボルモ取締役                                                           | 30,200株        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                  | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                          | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4          | まつ なが ひろし<br>松 永 浩<br>(昭和44年6月5日) | 平成2年4月 株式会社情報開発センター入社<br>平成14年1月 当社入社<br>平成17年9月 当社取締役（現任）<br>(担当) 管理本部管轄 | 18,000株        |

- (注) 1. 各候補者と当社グループとの間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者津谷祐司氏及び津谷奈々子氏は、当社を設立以来、優れた先見性と強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの業容拡大を牽引してまいりました。また、日本及び米国での事業立ち上げに携わり、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。今後も、業務執行の統括・指揮にその能力・経験を活かすことができるものと判断し、取締役候補者といたしました。
3. 取締役候補者北島健太郎氏及び松永浩氏は、取締役として経営全般に携わっており、当社グループ事業に関する豊富な経験と知見を活かして当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。今後も、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                  | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | わか ばやし のぶ まさ<br>若 林 信 正<br>(昭和17年5月5日) | 昭和41年4月 大和証券株式会社入社<br>(現株式会社大和証券グループ本社)<br>昭和57年7月 大和投資顧問株式会社入社<br>(現大和住銀投信投資顧問株式会社)<br>平成10年7月 同社専務取締役<br>平成14年7月 同社常勤監査役<br>平成17年10月 当社常勤社外監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ボルモ監査役<br>株式会社ボルスタ監査役<br>株式会社ボルテージVR監査役 | 一株             |
| 2         | やま じ てる ひさ<br>山 路 輝 久<br>(昭和20年2月18日)  | 昭和42年4月 大和証券株式会社入社<br>(現株式会社大和証券グループ本社)<br>平成14年6月 NIFベンチャーズ株式会社入社<br>(現大和企業投資株式会社)<br>同社常勤監査役<br>平成20年6月 当社社外監査役(現任)                                                                                             | 一株             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                          | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                      | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3          | い ぐち けい ぞう<br>井 口 敬 三<br>(昭和23年 8 月 28 日) | 昭和46年 4 月 大和証券株式会社入社<br>(現株式会社大和証券グループ本社)<br><br>平成16年 4 月 愛媛県トラック厚生年金基金<br>常務理事兼運用執行理事就任<br><br>平成17年 7 月 SBI証券株式会社入社<br>同社金融法人部部長<br><br>平成25年 3 月 ドルトン・キャピタル・ジャパン株<br>式会社入社<br><br>平成26年 1 月 同社代表取締役社長<br><br>平成28年 9 月 当社社外監査役 (現任) | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社グループとの間には特別の利害関係はありません。
2. 若林信正氏、山路輝久氏及び井口敬三氏の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 若林信正氏、山路輝久氏及び井口敬三氏の各氏は、長年にわたり会社役員を歴任し、経営に関する豊富な実績・見識を有しておられることから、経営全般の監視と有効な助言を期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 若林信正氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年11ヶ月となります。同氏につきましては東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
5. 山路輝久氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年3ヶ月となります。同氏が選任された場合、独立役員として指定し、東京証券取引所に対し届け出る予定であります。
6. 井口敬三氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。同氏が選任された場合、独立役員として指定し、東京証券取引所に対し届け出る予定であります。
7. 若林信正氏、山路輝久氏及び井口敬三氏の各氏は、過去に当社及び当社子会社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
8. 若林信正氏、山路輝久氏及び井口敬三氏の各氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

| 氏 名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| いちかわ はじめ<br>市 川 肇<br>(昭和17年1月1日) | 昭和39年4月 株式会社東食入社<br>(現株式会社カーギルジャパン)<br><br>平成9年1月 同社取締役<br><br>平成10年6月 森永乳業株式会社入社<br><br>平成11年6月 同社取締役<br><br>平成15年6月 同社顧問<br><br>平成17年4月 株式会社神明マタイ入社<br>(現株式会社神明)<br>同社専務取締役<br><br>平成20年9月 当社社外監査役(現任) | 一株         |

- (注) 1. 市川肇氏と当社グループとの間には特別の利害関係はありません。  
2. 市川肇氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 市川肇氏は、長年にわたり会社役員を歴任し、経営に関する豊富な実績・見識を有しておられることから、経営全般の監視と有効な助言を期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。  
4. 市川肇氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。  
5. 市川肇氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。  
6. 市川肇氏は、過去に当社及び当社子会社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。

#### **第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成21年12月3日開催の当社臨時株主総会において年額350百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）としてご承認いただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、同額の年額350百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといいたします。

#### **第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額20百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといいたします。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都目黒区三田一丁目13番2号  
ザ・ガーデンルーム（恵比寿ガーデンプレイス内）  
電話 03-5424-0111



J R 山手線・埼京線 恵比寿駅東口 徒歩10分

東口改札を右折し「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」をご利用ください。

東京メトロ日比谷線 恵比寿駅1番出口 徒歩15分

1番出口正面の「アトレ恵比寿」ビルエスカレーターで3階に上り、J R 恵比寿駅東口前を通過してから「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」をご利用ください。